

# 学 則

学校法人小山学園  
専門学校 東京工科自動車大学校  
専門学校 東京工科自動車大学校 学則

## 第 1 章 総 則

( 目的 )

第 1 条 本校は学校教育法に基づき人間性豊かで創造性に富んだ技術者を育成することを目的とする。

( 名称 )

第 2 条 本校は専門学校東京工科自動車大学校という。

( 位置 )

第 3 条 本校の位置を東京都中野区中野六丁目 2 1 番 1 6 号に置く。

( 自己点検・評価 )

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要事項は別に定める。

## 第 2 章 課程・学科・修業年限・定員・休校日

( 課程・学科・修業年限・定員 )

第 5 条 本校の課程・学科・修業年限及び定員は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	総定員 合計 500名
昼	工業 専門 課程	自動車整備科	2年	100名	200名	6	
		エンジンメンテナンス科	2年	50名	100名	4	
		1級自動車整備科	4年	50名	200名	8	

2. 本校に科目等履修生を受け入れることができる。

細部は別に定める。

( 学年・学期の終始期 )

第 6 条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第1学期 4月1日 から 5月下旬 の 5週間

第2学期 6月上旬 から 7月中旬 の 7週間

第3学期	8月下旬	から	10月中旬	の	7週間
第4学期	10月下旬	から	12月中旬	の	7週間
第5学期	1月中旬	から	3月31日	の	7週間

( 休校日 )

第 7 条 本校の休校日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日 但し、夜間の学科は日曜日のみ休校とする。
  - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
  - (3) 開校記念日 ( 10月24日 )
  - (4) 季別休校日を原則として次のとおり実施するものとする
    - (ア) 夏季休校日 おおむね 7月下旬から4週間
    - (イ) 冬季休校日 おおむね 12月下旬から3週間
    - (ウ) 春季休校日 おおむね 3月中旬から3週間
- 但し、休校期間は各科の事情により変更することがある。  
具体的な授業開始日、授業終了日については年度ごとに定める。

2. 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休校日に授業を行うことがある。
3. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

### 第 3 章 教育科目・授業時間数・教職員組織

( 教育科目・授業時間 )

第 8 条 本校の教育科目及び授業時間は、別表のとおりとする。

第 9 条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義及び演習にあつては15時間をもって1単位、実験、実習及び実技にあつては30時間をもって1単位とする。

第10条 インターン実習については、各学科の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該学科における科目の履修とする。なお、実施については、学生が卒業後に就業を希望する業種に類似する企業を学校が推薦し、学則別表に規定する時間の実習を行うものとする。

( 授業の終始期 )

第11条 本校の始業及び終業の時刻は、始業午前9時20分、終業午後4時40分とする。

2. 夜間の建築科の始業及び終業の時刻は、始業午後6時30分、終業午後9時40分とする。

( 教職員組織 )

第12条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 26名以上 (専任16名以上、兼任10名以上)

(3) 事務職員 2名以上

(4) 学校医 1名

2. 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
3. 必要により名誉校長、副校長、助手を置くことがある。

## 第 4 章 入学・転入学・転学・編入学・転科

( 入学方法 )

第 1 3 条 本校への入学は選考のうえ許可する。

2. 本校への転入学、本校よりの転学、本校への編入学及び転科を希望する者があ  
る時は、これを許可することがある。本件に関する許可は別に定める。

( 入学資格 )

第 1 4 条 本校への入学資格は次のとおりとする。

1. 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者。
2. 修業年限が 3 年の専修学校の高等課程を修了した者。
3. 学校教育法第 9 0 条第 2 項の規程により大学に入学したものであって、専修学校に  
おいて、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者。
4. その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者。

( 入学時期 )

第 1 5 条 本校の入学時期は、毎年 4 月 1 日とする。

( 入学手続 )

第 1 6 条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を  
記載し、第 1 7 条に定める受験料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

2. 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
3. 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第 17 条に定める入学金を添えて  
所定の手続きを行い許可書の交付を受けなければならない。

## 第 5 章 入学金・授業料・その他

( 納付金 )

第 1 7 条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

なお、2年次・3年次・4年次の実験・実習費は、物価の変動によりその額を変更することがある。

【 自動車整備科・エンジンメンテナンス科 】

	1年次	2年次
受験料	20,000円	
入学金	290,000	
授業料	460,000	460,000円
実験・実習費	372,000	372,000
施設費	114,000	114,000
維持費	114,000	114,000
研修費	52,000	40,000

【 1級自動車整備科 】

	1年次	2年次	3年次	4年次
受験料	20,000円			
入学金	300,000			
授業料	460,000	460,000円	460,000円	460,000円
実験・実習費	372,000	372,000	372,000	372,000
施設費	114,000	114,000	114,000	114,000
維持費	114,000	114,000	114,000	114,000
研修費	52,000	40,000	18,000	

( 納付金返還 )

第18条 既納の授業料、入学金等は原則として返還しない。  
但し、入学前の3月31日までに入学辞退を申し出た者に対しては受験料、入学金を除いた第1回分の納付金を返還することがある。

( 納付金の納入 )

第19条 授業料・実習費・その他の費用については、第17条の規定によるほか次のとおりとする。

1. 授業料等については、1年分を2回に分け、第1回分の授業料、実験・実習費、施設費、維持費、研修費は入学の手続きと同時に納入しなければならない。第2回分の授業料、実験・実習費、施設費、維持費は、定める日までに納入しなければならない。
2. 校外研修、外部講習受講等必要と認める経費は、別途これを徴収することがある。
3. 休学期間中は、在籍料（100,000円）を徴収する。
4. 編転入等の学費については別途定める。

## 第6章 履修方法・修了・卒業

( 履修方法 )

第20条 学科及び実習の履修方法、時間割は各科の内部規則で定める。

( 修了の認定 )

第 21 条 校長は、学生一人ひとりについて、各教育科目の履修状況および試験等適切な方法による学習評価によって各教育科目の履修判定を行い、進級・卒業に際し当該課程の修了を認定する。

2. 1 級自動車整備科は、1 年次および 2 年次については二級自動車整備士を養成する内容、3 年次および 4 年次については、一級自動車整備士を養成する内容としたカリキュラムで構成し、前項にしたがい、2 年次までの課程の修了が認定された者には、二級ガソリン自動車整備士および二級ジーゼル自動車整備士の両国家資格試験受験のための「修了証明書」を発行する。
3. 1 級自動車整備科については、二級ガソリン自動車整備士および二級ジーゼル自動車整備士の両資格試験合格者に対し、3 年次および 4 年次の一級自動車整備士養成に関する教育科目の履修を認める。
4. 前項により、二級ガソリン自動車整備士資格または二級ジーゼル自動車整備士資格のいずれか一方でも不合格となった者については、3 年次および 4 年次の一級自動車整備士養成に関する教育科目の履修が認められないため、本人の申し出により休学を許可することがある。

( 卒業 )

第 22 条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

( 称号の授与 )

第 23 条 前条により、下記学科を修了した者には高度専門士の称号を授与する。

昼夜別	課程名	学 科 名
昼	工業 専門課程	1 級自動車整備科

2. 前条により、下記学科を修了した者には専門士の称号を授与する。

昼夜別	課程名	学 科 名
昼	工業 専門課程	自動車整備科 エンジンメンテナンス

## 第 7 章 欠席・休学・退学・賞罰

( 欠席 )

第 24 条 疾病、その他やむを得ない事故により欠席しようとする時は、必ず欠席理由書を

担任教員に提出しなければならない。  
余裕のない時は、電話、その他により連絡し、事後なるべく速やかに書類を提出しなければならない。

2. 次の事由による場合は、出席扱いとする。
  - (1) 伝染病発生による登校停止
  - (2) 忌引
  - (3) その他、校長が認めた事由
3. 近親者死亡に際して忌引扱い日数は次のとおりとする。

死亡した者	血族	姻族
一親等の直系尊属(父母)	7日	3日
二親等の直系尊属(祖父母)	3日	1日
二親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日	1日

( 休学・復学・退学 )

第25条 休学・復学及び退学については、次のとおりとする。

1. 疾病、その他やむを得ない事由により休学する場合は、その事由を記載した休学願書を提出して校長の許可を受けなければならない。
2. 前項の者が復学しようとする場合は、復学願書を提出することにより復学することができる。但し、復学者の所属学年は原学年とする。
3. 自主退学をしようとする者は、退学願書にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

( 褒賞 )

第26条 履修状況が極めて良好で、他の模範となる者はこれを褒賞することがある。

( 懲戒 )

第27条 学生がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。
  - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者。
  - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者。
  - (3) 正当の理由がなくて、出席が常でない者。
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

( 学籍簿記入・通知 )

第28条 前第25条の学籍異動、第26条及び第27条の賞罰を受けた者は、これを学籍簿に記入し、その旨を保護者ならびに保証人に通知する。

## 第 8 章 特 典

( 特待生 )

第 29 条 専門分野に特筆すべき能力を有し、学習意欲が抜群かつ学生生活に積極的に取り組み、もって他の模範となる者には、授業料を免除軽減し、特待生に指定することができる。但し、特待生で在学中その名誉を毀損、又は毀損するおそれのある場合は、その待遇を取消すものとする。

## 第 9 章 校友会

( 校友会 )

第 30 条 本校教育の目的を達成するため校友会を設け、相互の教育研鑽親睦を図るものとする。

## 第 10 章 附帯教育

第 31 条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

学 科	修業期間	総 定 員	備 考
生涯学習系科目	1 年間	1 2 0 名	昼間及び夜間

2. 附帯教育の入学金、授業料、その他必要事項は別に定める。

### 附 則

1. この学則は昭和 56 年 4 月 1 日より実施する。
2. 自動車整備科普通部に係わる教育課程、授業時間及び学費については休部解除時に公告する。



附 則

1. この学則は昭和 57年 4月 1日より実施する。
2. 自動車整備科普通部に係わる教育課程、授業時間及び学費については休部解除時に公告する。

附 則

1. この学則は昭和 57年 4月 1日より実施する。

附 則

1. この学則は昭和 58年 4月 1日より実施する。

附 則

1. この学則は昭和 59年 4月 1日より実施する。

附 則

1. この学則は昭和 60年 4月 1日より実施する。

附 則

1. この学則は昭和 61年 4月 1日より実施する。

附 則

1. この学則は昭和 62年 4月 1日より実施する。

附 則

1. この学則は昭和 63年 4月 1日より実施する。

附 則

1. この学則は平成 元年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。
3. 第14条（納付金）の表中、平成元年度入学生に係わる入学金については、従前どおりとする。

附 則

1. この学則は平成 2年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 3年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 4年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 3年 10月 1日から施行する。  
本改訂は消費税法の改正による。
2. 第4・第7・第11・第14条の各条の自動車マーケティング科については、平成 4年 4月 1日付新規設置のため同日付適用とする。
3. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 4年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 5年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 6年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 6年 8月 15日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 7年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 8年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 9年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 10年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 11年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 12年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 13年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。
3. 平成12年度入学者については旧科名（マルチメディアネットワーク科）で卒業をする。

附 則

1. この学則は平成 14年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。
3. 平成12年度入学者については旧科名（マルチメディアネットワーク科）で卒業をする。

附 則

1. この学則は平成 15年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 16年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 17年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 17年 10月 14日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 18年 2月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 18年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 20年 4月 1日から施行する。（新科設置）
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 20年 4月 1日から施行する。（自己点検評価・教育科目・単位換算）
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 20年 4月 1日から施行する。（定員変更・教育科目）
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 21年 4月 1日から施行する。（募集停止・定員変更・教育科目）
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 22年 4月 1日から施行する。（名称変更・学科廃止・定員変更）
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。
3. 廃止する学科については、平成22年度末に専門士の称号を廃止する。

附 則

1. この学則は平成 22年 4月 1日から施行する。（科名変更）
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。
3. 科名変更の学科については、平成22年度末に高度専門士の称号変更を行う。

附 則

1. この学則は平成 22年 4月 1日から施行する。（教育科目）
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

3. 科名変更の学科については、平成22年度末に高度専門士の称号変更を行う。

附 則

1. この学則は平成 23年 4月 1日から施行する。（教育科目・称号の名称変更・称号の廃止）
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。
3. 科名変更の学科については、平成22年度末に高度専門士の称号変更を行う。

附 則

1. この学則は平成 24年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成 27年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は令和 2年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は令和 3年 4月 1日から施行する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。